

鳴門市建設工事特別簡易型総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳴門市が発注する建設工事に係る特別簡易型総合評価落札方式による入札(以下「総合評価方式」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において総合評価方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2又は第167条の13の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、鳴門市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用対象工事)

第3条 総合評価方式による入札を行う工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事を対象とする。

(1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、企業の技術力(企業の施工能力、配置予定技術者の能力)等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) その他総合評価方式を適用することが必要と認められる工事

2 前項各号に該当する工事は、鳴門市総合評価競争入札審査会(以下「審査会」という。)において総合評価方式での発注の適否を審議し、同方式で発注する工事を決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 前条により総合評価方式で発注しようとする場合は、一般競争入札(条件付き一般競争入札を含む。)にあっては公告時に、指名競争入札にあっては指名通知時に、次の事項をあわせて当該入札に参加を希望する者に周知しなければならない。

(1) 総合評価方式である旨

(2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等

(3) 提出を求める総合評価に係る資料の内容および提出日等必要事項

(4) 虚偽資料の提出に対する措置

(5) 総合評価に係る資料の作成に要した費用は入札参加者の負担とする旨

(6) 総合評価に係る資料を提出期間内に提出しない者の入札は無効とする旨

(7) その他総合評価方式の実施にあたって必要とされる事項

(総合評価に係る資料の提出)

第5条 入札参加希望者は、公告等で定めた提出期間内に総合評価に係る資料を提出するものとする。なお提出された資料は返却しない。

2 提出された総合評価に係る資料の訂正、差し替え及び再提出は、認めない。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第6条 総合評価方式の実施にあたり、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第7条 落札者決定基準には、評価項目、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第8条 評価項目及び評価基準は、別記「総合評価点算定評価項目及び評価基準(特別簡易型)」に基づき発注工事に応じて設定するものとする。

(評価の方法及び落札者の決定方法)

第9条 総合評価の方法は、以下の方法により算出される評価値をもって総合評価とする。
なお、基礎点は参加資格要件を満足する者に100点を与えることとし、評価値は小数点第3位(第4位を四捨五入)まで有効となるよう算出するものとする。

評価値の算出方法(除算方式)

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \\ &= (100 \text{点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

- 2 加算点は評価基準に基づき評価し、得点を与えるものとする。算出については配点合計(満点)が10点となるよう、得点合計を次の式により換算して行う。なお、加算点は少数点第1位(第2位を四捨五入)まで求めるものとする。

$$\text{加算点} = \text{各評価項目の得点合計} / \text{各評価項目の配点合計(満点)} \times 10 \text{点}$$

- 3 落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
4 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
5 失格基準価格を設定した場合には、第3項の規定にかかわらず、入札価格が失格基準価格を下回った者は失格とする。

(総合評価に係る資料の審査等)

第10条 総合評価に係る資料の審査にあたっては、評価項目への対応、施工の確実性等に着目し、あわせて記載事項の確認を行うものとする。

- 2 総合評価に係る資料の審査、及び評価は、当該工事を発注する課を経て、審査会において行うものとする。

- 3 総合評価に係る資料は、評価値の算定、参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用してはならない。

(入札結果の公表)

第11条 総合評価に係る資料の評価結果、入札価格および評価値については公表するものとする。

(虚偽資料の提出に対する措置)

第12条 入札参加確認資料等に虚偽の記載をしたと認められる場合は、鳴門市工事等指名審査委員会の協議を経て「鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱」に基づき措置するものとする。

(総合評価に係る資料の作成費用)

第13条 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

別記（第8条関係）

総合評価点算定評価項目及び評価基準（特別簡易型）

評価項目		評価事項	配点	評価基準	摘要
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	10	鳴門市の発注工事で実績4件以上	
			5	鳴門市の発注工事で実績1件以上4件未満	
			2	上記以外	
	工事成績評定点	過去2年間の工事成績評定点の平均点（平成21年度以降の工事成績評定要領に基づき通知されたものに限る）		未定	平成23年度以降適用
配置予定技術者	配置予定技術者の資格	保有資格の有無	10	1級土木施工管理技士又は技術士	
			5	2級土木施工管理技士	
			0	上記以外	
施工経験	実績の有無		10	主任技術者として施工経験が3件以上	
			5	主任技術者として施工経験が1件以上	
			0	上記以外	
地域貢献	地域貢献度	実績等の有無	10	鳴門市災害時等協力事業所登録	
			10	未登録であるが、台風時に市課の要請により協力したことがある、又は冬場道路凍結防止剤の散布又は水道管修繕当番業者であるなど	
			5	鳴門市内で過去2年間清掃などボランティア活動の実績あり	
			0	実績なし	

備考

加算点は合計して最大40点となるが、これを10点満点に換算する。